

報道機関各位

企画政策課企画係

タイトル 赤穂市制施行70周年記念 協賛事業を募集します

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	赤穂市制施行70周年記念 協賛事業を募集します
日時	
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>赤穂市は、令和3年9月1日に市制施行70周年を迎えます。</p> <p>この記念すべき年を迎えるに当たり、これまでの足跡を振り返りながら市民の皆さまとともに祝い、未来への確かな展望と希望に満ちた機会となるよう、協働で様々な事業を実施していくこととしています。</p> <p>その一環として、各種団体や機関、法人等の皆様が企画実施する事業のうち、市制施行70周年をともに盛り上げていただける事業を、協賛事業として募集します。</p> <p>※詳細は別添の資料をご覧ください。</p>
問い合わせ先	部課係名：市長公室企画政策課 担当者名：玉木、庵原 電話：0791 - 43 - 6867（内線 2453、2454） F A X：0791 - 43 - 6822

添付資料（有）・無）

○ホームページへの掲載（有）・無）

## 赤穂市制施行70周年記念

# 協賛事業を募集します。



はばたけ未来へ 赤穂

### 1 趣旨

赤穂市は、令和3年9月1日に市制施行70周年を迎えます。

この記念すべき年を迎えるに当たり、これまでの足跡を振り返りながら市民の皆さまとともに祝い、未来への確かな展望と希望に満ちた機会となるよう、協働で様々な事業を実施していきたいと考えています。

その一環として、各種団体や機関、法人等の皆様が企画実施される事業のうち、市制施行70周年をともに盛り上げていただける協賛事業を募集します。

### 2 対象事業

令和3年4月から令和4年3月までの間に、市内で実施される事業で、次のすべての条件を満たすものを対象とします。

- (1) 事業の内容が上記の趣旨に沿うもの
- (2) 事業が一般の人に公開されるもの
- (3) 政治的・宗教的目的を有しないもの
- (4) 営利を主たる目的としないもの
- (5) 公序良俗に反しないもの
- (6) 事業の実施にあたって、事故防止対策、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられているもの
- (7) その他実行委員会会長が適当であると認めるもの

### 3 申請方法

主催者は、当該事業が実施される期日の原則2ヶ月前までに、「赤穂市制施行70周年記念協賛事業参加申込書」を、実行委員会事務局（市企画政策課）へ提出してください。

要項または参加申込書は、ホームページのデータをダウンロードしてお使いいただくか、企画政策課でお渡しします。

### 4 協賛事業への協力

協賛事業として承認された事業については、赤穂市制施行70周年シンボルマーク・キャッチフレーズの使用を認めるとともに、積極的に広報を行うなど可能な協力を行います。

### 5 事業実績報告

主催者の方は、協賛事業が終了したのち、速やかに「赤穂市制施行70周年記念事業実績報告書」により事業結果を報告してください。

### 6 申請先・お問い合わせ先

赤穂市制施行70周年記念事業実行委員会（赤穂市市長公室企画政策課）

TEL：0791-43-6867 FAX：0791-43-6822

メールアドレス：kikaku@city.ako.lg.jp